

## 第4章 景観形成の推進

ここでは、「美しい愛知づくりに関する目標」に沿って景観形成を進めるために、愛知県が取り組む施策の基本的な方針と、これを総合的、計画的に推進するための施策の内容を示します。

### 1. 景観形成の推進にあたって

愛知県が取り組む施策の基本的な方針を次のように設定します。

#### 施策の基本的な方針

##### 1. 景観施策と景観形成に関連する事業の実施を通じて景観形成を推進します。

愛知県は、県民への啓発活動などの景観施策や、県が自ら実施する景観形成に関連する各種事業を通して、景観形成を推進します。

##### 2. 市町村が景観行政団体となり、景観行政を推進するために必要な支援を行います。

愛知県は、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、景観に関する計画を策定して景観施策を積極的に推進していくよう、市町村に対して、必要な情報提供や技術的助言などの支援を行います。

#### 〈美しい愛知づくり景観条例〉 (県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、美しい愛知づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、美しい愛知づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が美しい愛知づくりに関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

この基本的な方針に沿って、「美しい愛知づくり」を総合的・計画的に進めるため、具体的な施策の内容を明らかにするとともに、この施策を着実に推進するための考え方を整理します。また、そうした施策を推進するための体制を示します。

なお、「美しい愛知づくり」を進めるにあたっては、土地利用規制に関する諸法制度と連携を図ることも必要です。

## 2.総合的・計画的な施策の推進

### (1)景観施策と計画的な取組み

美しい愛知づくりを推進するための具体的な景観施策を整理します。また、これらの施策に関して、計画的な施策の取組みを次に示します。

#### 景観施策とその概要

##### 美しい愛知づくり景観資源の指定（条例第七条）

地域における良好な景観資源を指定することを通じて、美しい景観資源の保全はもちろんのこと、市町村及び住民・事業者・NPO等の景観形成に対する意識の向上を図ること、また指定した資源を中心とした景観形成を促すことなど、市町村による景観行政の支援を行います。

##### 県民等に対する支援（条例第八条）

景観形成の事例や手法、補助制度の紹介等、各種情報の提供や技術的な支援を通じて、県民等が景観形成に取り組むきっかけづくりを行います。

##### 美しい愛知づくりに関する啓発等（条例第九条）

シンポジウムや講演会の開催等、景観形成に関する教育の場や機会を通じて、県民等の景観形成に対する知識と理解を深めていきます。

##### 公共施設の建設等にあたっての配慮（条例第十条）

地域の良好な景観に影響のある公共施設の建設等を実施するに当たっては、地域の良好な景観の形成について配慮します。

##### 屋外広告物の整序

違反屋外広告物に対する是正活動や優良な屋外広告物業者の育成等、是正と普及啓発活動に関する取組みを実施します。

##### 景観関連事業の実施

「分野別の目標」に沿った景観施策を具体的な事業と合わせて実施することで、市町村等とともに積極的な景観形成を進めます。

下表は、景観施策別の推進計画を示しています。

施策 ～ は、愛知県が主体的に行う景観施策を整理しています。

施策 は、愛知県が各種事業を通じて取組む景観施策を整理しています。

なお、次頁には、愛知県と市町村による景観形成に関する事業の整合が図られ、市町村が景観形成を総合的に進めていくことができるよう、愛知県の景観形成に関する各種事業を「自然」「歴史」「生活」「産業」の「分野別の目標」に沿って体系図で示しています。

景観施策の推進計画

施策	計画的な施策の推進		
	短期（3年を目途に着手・実施）	中・長期（4～10年を目途に実施）	11年以降
美しい愛知づくり 景観資源の指定 (条例第七条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源の指定要領の作成</li> <li>・景観資源のテーマ別募集と指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観資源の継続募集と指定</li> <li>・景観資源のデータベース化による公開</li> <li>・市町村の景観計画策定の際の資料として提供</li> <li>・観光振興への活用</li> </ul>	景観施策の継続的な実施
県民等に対する 支援 (条例第八条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の事例と手法の紹介</li> <li>・景観形成に関する補助制度の紹介</li> <li>・景観法活用マニュアルの策定</li> <li>・景観アドバイザーリスト(学識者等の専門家)の作成</li> <li>・景観アドバイザーの紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記取組を引き続き実施</li> <li>・景観資源のデータベース化による公開</li> </ul>	
美しい愛知づくりに 関する啓発等 (条例第九条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観シンポジウムの開催(継続)</li> <li>・景観出前講座の開催</li> <li>・小学生向け景観読本の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観シンポジウムの開催(継続)</li> <li>・景観出前講座の開催</li> </ul>	
公共施設の建設等 にあたっての配慮 (条例第十条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設を建設する際の景観への配慮</li> <li>・公共事業景観整備指針(案)の策定</li> <li>・公共事業に対する景観評価の実施</li> </ul>		
屋外広告物の整序	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反屋外広告物の是正</li> <li>・屋外広告物業者の育成等</li> </ul>		
景観関連事業の 実施	県の景観形成に関する各種事業を「分野別の目標」に沿って整理した体系図により紹介し、市町村が取組む景観形成の関連事業の円滑化に寄与		

「 景観関連事業の実施 」に関する施策の体系

未来につなぐ緑豊かな “ 美しい愛知 ”

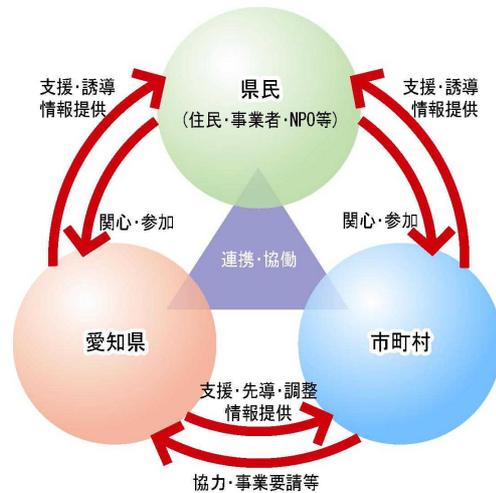


上記以外の関連事業は、「参考資料」に掲載しています。

## (2) 景観形成の推進体制

美しい愛知づくりを進めていくためには、住民・事業者・NPO等、市町村、愛知県のそれぞれ主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働して取組んでいくことが必要です。

ここでは、こうした考えのもと、美しい愛知づくりを進めるための体制を下図に示します。



愛知県は、美しい愛知づくりを推進するための具体的な景観施策である「美しい愛知づくり景観資源の指定」、「県民等に対する支援」、「美しい愛知づくりに関する啓発等」、「公共施設の建設等に当たっての配慮」、「屋外広告物の整序」、「景観関連事業の実施」を中心となって進めていきます。

いずれの施策を実施するにあたっては、住民、事業者、NPO等や市町村との連携、協働により進めていくことが、愛知らしい景観形成のためには大切です。

また、愛知県は、市町村が景観行政団体となり、景観に関する計画を策定して主体的に地域の景観形成を進めていく取組みを促すため、愛知県行政連絡会を活用して市町村に対し情報提供等の支援を行っていきます。

